

指定管理者制度と管理委託制度との比較

項目	指定管理者制度 (新制度：平成15年9月施行) ＜地方自治法改正後＞	管理委託制度 (従前) ＜地方自治法改正前＞
受託主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者を含む幅広い団体（法人格は必要ではない。個人は除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共団体（土地改良区等）</li> <li>・公共的団体（農協、商工会、自治会等）</li> <li>・一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人</li> </ul>
管理者の定め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の議決を経て指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方を条例で規定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。</li> <li>・設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。</li> <li>・施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。</li> </ul>
利用承認等の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの利用料金を自らの収入として収受する。</li> <li>・条例に定められた範囲の中で、自治体の承認を得て、自ら料金を設定する。</li> <li>・個々の使用許可を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理受託団体が単独で右記に掲げた利用承認等の処分を行うことはできない。</li> </ul>
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定</li> <li>・指定管理者の指定は、地方自治法の契約には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約</li> </ul>
特徴	<p><u>制度の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の代行という形で、最終の権限を町に残したまま、管理を指定された法人に委ねるという行為である。</li> </ul> <p><u>メリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分性のある行為「使用の許可」などが可能となる。</li> <li>・民間のノウハウを活かした、質の高いサービスが提供できる。</li> <li>・経費の節減が図れる可能性が高い。</li> </ul> <p><u>デメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性がある。</li> </ul>	<p><u>制度の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委託制度は、委託と受託という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係である。</li> </ul> <p><u>メリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との連携を図りやすく、町の意向を施設の管理運営に的確に反映できる。</li> </ul> <p><u>デメリット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分性のある行為「使用の許可」などは認められないため、施設の一元的な管理ができないことから、経費の節減に限界がある。</li> </ul>